

令和8年熊本地震からの早期復旧・復興に向けた緊急要望

令和8年9月2日

全 国 町 村 会
熊 本 県 町 村 会

令和 8 年熊本地震からの早期復旧・復興に向けた緊急要望

令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本地震では、県内各地において、甚大かつ深刻な被害が生じました。国におかれては、人的・物的支援をはじめ、予備費の活用や激甚災害の指定など、迅速かつ多方面にわたるご支援をいただいているところであります。

しかしながら熊本県では、平成 28 年熊本地震以降も豪雨災害等が相次ぎ、過去の災害からの復旧・復興に取り組む中で、再び被災した地域もあります。また、今回は、これまで以上に被害が広範囲に及び、既存制度では十分に対応できない課題も顕在化しております。

国におかれましては、被災した住民や事業者が一日も早く安心した生活と生業を取り戻し、被災町村が復旧・復興に全力で取り組むことができるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1 被災自治体の行政執行体制の確保と地方負担の抜本的軽減

- (1) 土木・建築等の技術職員をはじめ、被害認定、公費解体、災害査定、農業、上下水道等に必要の専門人材及び事務職員について、短期の応援にとどまらない中長期的・継続的な派遣を行うとともに、その受入経費について十分な財政措置を講じること。
- (2) 避難所運営、被災者支援、職員の時間外勤務、公共施設の応急復旧等、自治体の財政力にかかわらず実際に生じる災害対応経費について、実負担を十分に踏まえ、災害救助法に基づく救助事務に係る事務費を含め、特別交付税等により十分な財政措置を講じること。特に、過去の地震・豪雨災害等による復旧事業や地方債を抱えたまま、今回新たな復旧費や地方債負担が重なる自治体については、いわば公的な二重負担が生じることから、補助率の嵩上げ、交付税措置の拡充、既往債への対応等、特段の地方負担軽減措置を講じること。

2 被災者の住まいと生活再建に対する支援の拡充

- (1) 一部損壊・準半壊等を含め、現行の被災者生活再建支援制度では十分な支援が届かない世帯への支援を拡充すること。
- (2) 住宅の応急修理については、実際の施工費や被災地の実情を踏まえ、対象範囲、限度額、実施期限等を見直すとともに、耐震診断、耐震改修及び必要な建替えへの支援を充実すること。また、住宅本体だけでなく、地割れや液状化により被災した宅地、擁壁、土留め、危険ブロック塀、生活道路として利用される私道、個人井戸等についても、生活再建に不可欠なものとして柔軟な支援を講じること。特に、危険ブロック塀等については、余震が続く中、通学路・避難路や緊急車両の通行にも支障を及ぼすことから、迅速に活用できる災害時の支援制度を講じること。

3 応急仮設住宅の確保及び避難生活・健康支援の充実

- (1) 応急仮設住宅及び賃貸型応急住宅（みなし仮設）について、被災地域の地形、土地利用、住宅事情等を踏まえ、立地・供与要件や家賃上限等を弾力的に運用し、必要な住まいを早期に確保すること。特に、建設型応急住宅の整備において現行制度では浸水想定区域においては建設不可となっている。町内平坦部全域が浸水想定区域に指定されている団体においては建設用地の確保が困難であるため、基準の緩和と二階建て建設型応急住宅並びに自宅敷地内への建設型応急住宅の整備について対応すること。また、賃貸型応急住宅において、二者契約から三者契約へ切り替えた場合には、入居時に負担した損害保険料や仲介手数料等の初期費用についても遡及して支援対象とする制度を整備すること。
- (2) トイレ、キッチン、ベッド、パーティション等の避難所資機材について、個々の自治体による備蓄には保管場所・財政面で限界があることから、国・広域単位（例えば関東・関西・九州などのブロックごと）での備蓄・供給体制を強化するとともに、民間との連携を含め、食事提供体制の充実を図ること。
- (3) 酷暑期の災害を踏まえ、避難所・福祉施設等の空調・非常用電源、仮置場や家屋調査等の熱中症対策を支援するとともに、在宅・車中泊避難者を含む被災者の把握・見守り、医療・生活支援、災害関連死防止及び子ども等の心のケアに必要な専門職・財政的支援を継続すること。

4 公共インフラ及び学校・福祉等の公共公益施設の早期かつ柔軟な復旧

- (1) 道路、河川、上下水道等について、災害査定 of 簡素化・迅速化、査定前着工の積極的な活用、必要な技術職員の派遣等により早期復旧を図るとともに、市町村単独で対応困難な大規模被害については、国による直轄・権限代行等を含む強力な支援を講じること。
- (2) 老朽化した施設が再び被災している実情を踏まえ、単なる原形復旧に限定せず、上下水道施設等の建替えや耐震化、再度災害防止のための改良復旧を可能とすること。
- (3) 学校、保育・就学前施設、児童福祉施設、社会教育施設等についても、資材費・人件費等の高騰を踏まえて補助基準額の引き上げや対象の見直しを行うとともに、老朽施設については建替えや現地外復旧、避難所機能向上のための空調設備整備等を柔軟に認めること。

5 中小企業・小規模事業者及び観光関連事業者の事業再建・継続の支援

- (1) 被災した店舗、工場、倉庫、設備等の復旧に対する十分な補助制度を早期に講じるとともに、仮設設備、代替店舗、原材料・資材の調達等、本格復旧までの事業継続に必要な経費について幅広く支援すること。
- (2) 企業規模や直接被害の有無のみで支援対象を限定せず、原材料供給停止、物流停滞、受注減少、操業停止・縮小等、サプライチェーンを通じて実質的な影響を受けた事業者についても支援対象とすること。

- (3) 過去の災害からの再建に伴う借入債務を抱える事業者が、今回の被災により再び復旧資金の借入を余儀なくされる場合には、新旧の債務が重なり事業継続を困難にするおそれがあることから、資金繰り支援と併せ、二重債務対策を十分に講じること。
- (4) 直接被害が比較的小さい地域でも宿泊キャンセルや旅行控えが生じていることから、セーフティネット保証、雇用調整助成金等の要件緩和及び効果的な観光需要回復策を講じること。

6 農林水産業の早期再建と営農継続に対する支援の強化

- (1) 被災した農地、農業用水路、パイプライン、ため池、農業用倉庫、農業機械等について、早期復旧・再取得に必要な十分な支援を講じること。今回の地震では作付け期間中に被災した農地も多く、現時点では確認できない被害が稲刈り後等に判明する可能性があることから、被害確認時期や申請期限を弾力的に運用すること。
- (2) 高齢農業者や後継者が未定の農業者についても、被災を契機とした離農を防ぐ観点から営農継続要件等を柔軟に運用するとともに、選果場等、一施設の被災が産地全体の生産・出荷に影響する共同利用施設について重点的な復旧支援を講じること。
- (3) 農道橋、農道トンネル、ため池等について、緊急点検、既存事業の優先採択、補助要件の緩和及び自治体・受益者負担の軽減を図ること。

7 災害廃棄物処理及び公費解体を迅速かつ円滑な推進

- (1) 災害廃棄物の仮置場の設置・運営・撤去及び広域処理について十分な財政的・技術的支援を行い、被災自治体のみでは対応困難な場合には、国・県が主導して広域的な処理・運搬体制を構築すること。
- (2) 公費解体・自費解体について、被災者及び自治体が早期に判断・着手できるよう基準単価及び対象範囲を速やかに明確化し、倉庫、車庫、ブロック塀等についても生活環境保全上必要なものは柔軟に対象とすること。
- (3) 建物登記情報の無料取得や行政機関によるオンライン閲覧等、公費解体に伴う被災者・自治体の手続負担を軽減すること。

8 既存制度で対応できない被害への支援と、復旧・復興段階に応じた柔軟な財源措置

- (1) 今回の地震では、公有でない危険ブロック塀や擁壁、地域所有の集会所、消防団施設、地域コミュニティの維持に不可欠な神社・祠・墓地、指定外文化財等において被害が現実生じているにもかかわらず、既存制度では十分な支援が及ばない「制度の谷間」が多数生じている。これらについて、まずは関係省庁において、既存制度の弾力的運用、対象・補助率の拡充、新たな支援制度の創設等により、可能な限り個別制度で対応すること。その上で、各省庁の制度を最大限活用してもなお対応できない被害・課題については、自由度の高い復興財源・基金等を含め、地域の実情に応じて柔軟に支援できる仕組みを講じること。

- (2) 今後の被害把握や復旧・復興の進展に伴い、新たな課題が生じることも見込まれることから、一度限りの支援にとどめず、復旧・復興の段階に応じて必要な制度・財政措置を機動的かつ継続的に追加・拡充すること。

令和8年9月2日

全国町村会長
棚 野 孝 夫

熊本県町村会長
竹 崎 一 成